

学園法人 天神学園

くるみ幼稚園保護者会規約

重 要

在園中は保管して頂きますようお願い致します

学園法人天神学園

くるみ幼稚園保護者会規約

(名称と事務所)

第1条 この会は、くるみ幼稚園保護者会と称し、事務所を渡鹿8丁目1番18号くるみ幼稚園内におく。

(目的)

第2条 保護者並びに園の職員が、それぞれの教育の責任を分担し、緊密な連携を取りながら園児の健全な育成を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 この会は、くるみ幼稚園の保護者並びに園の職員をもって組織する。

(事業内容)

第4条 この会は、第2条の目的を達する為に、下記の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦と園児の健全な保育を図る為の会合。
- 2 園児本人・園の職員及びその一親等までの範囲で慶弔があった場合は、会長が認める金額(3,000円～10,000円)を支給する。
- 3 障害見舞金・火災見舞金の場合は、園児本人・園の職員とし、金額については2項に準ずる。

(役員)

第5条 この会には下記の役員を置く。なお、役員数はクラス数により変動するものとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 書記 3名
- 4 会計 3名 ※クラス数等により、変更する場合あり
- 5 行事担当リーダー 若干名
- 6 監事 2名 (園職員1名、前年度の会計役員1名)
- 7 くるみ幼稚園職員 (園長・主任・行事担当者など)

(役員選出)

第6条 この会における役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 会長は、園から推薦し選出する。
- 2 副会長・書記・会計は、各クラスから選出されたリーダーの中から選出する。
- 3 監事は、園職員及び前年度の会計役員から1名を推薦し、役員会の同意を得る。

(役員の仕事)

第7条 この会における役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を統括し、代表とする。
- 2 副会長は、会長を常に補佐し、会長が不在の際にはその業務を代行する。
- 3 書記は、この会の会合・行事の記録、並びに庶務を行う。

- 4 会計は、この会の経理事務を行う。
- 5 行事担当リーダーは、担当の行事の統括し、その他この会に関わる業務を補佐する。
- 6 園職員は、保護者との意思の疎通をはかり、園児に最適な保育環境を与えられるよう協力する。
- 7 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、4月から翌年の3月までとする。

(次期役員就任日までを含み、再任を妨げない)

役員に欠員が出た場合は補充することができ、補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員リーダー)

第9条 この会における役員リーダーは、次のとおりとする。

- 1 役員リーダーは、会長・副会長・書記・会計をもって構成する。
- 2 役員リーダーにより次の事項を行う。なお、園職員もこれに参加することが出来る。
 - ① 総会・役員会が円滑に行われるよう、議案の提案
 - ② 緊急事項の決定
 - ③ その他必要な事項の提案・決定

(保護者役員会)

第10条 この会における保護者役員会は、次のとおりとする。

- 1 この会の執行機関として、役員リーダー及び行事担当リーダーをもって、保護者役員会とする。
- 2 保護者役員会により次の事項を行う。
 - ① 総会・役員会議案の調整及び作成、議決事項の執行
 - ② その他必要な事項の処理

(総会)

第11条 この会における総会は、次のとおりとする。

- 1 総会は会員で構成し、最高の決議機関とする。
- 2 総会は、会員総世帯数の3分の2以上(委任状を含む)の出席があれば成立し、出席者の過半数の賛成があれば議決できる。
- 3 総会は、5月・3月に2回定期総会を開催し、予算決算の審議・年間活動計画及び規約の改正、その他重要事項について審議する。なお、議決後の活動に対する日程・内容などの決定は(運営の利便性上)保護者役員会に一任される。
- 4 臨時総会は、必要により役員会の議決を経て、会長が招集する。
- 5 書面のみにて決議を行う場合は(書面総会)、総会資料の配付をもって会員を出席者とみなす。

(予算)

第12条 この会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

(経理)

第13条 この会の経費は、次の予算をもって活動する。

- 1 会員の会費は、年額3,000円とし、納入された会費は返金しないものとする。
- 2 寄付金、その他の収支
- 3 支出は、会長の支出命令による。
- 4 会費は、前期・後期に分けて納入。但し、全納することもできる

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

会計担当者は、出納に関する事務をその会計年度終了後1ヶ月以内に完了しなければならない。

(余剰金の処理)

第15条 毎年度決算によって生じた余剰金は、翌年度に繰越し財源に充当するものとする。

(監査)

第16条 監事は、年1回3月末現在の会計帳簿を監査しなければならない。また、その監査結果は会長へ報告すると共に、必要な措置を行わせることができる。

(特別活動)

第17条 会員の保護者並びに園職員が、保護者間の親睦を目的としたスポーツ・文化活動や園児の育成を図るためのボランティア活動などを保護者会の特別活動とする。
なお、その活動は園長と会長が許可したグループが、独自の運営で行うものとする。

付則

この規約は、令和5年4月1日から適用する。